

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
調査票情報の利活用の促進	【調査票情報の提供】 ① 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。 ② 調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて、一元的な永年保管を段階的に進めるための検討を行う。また、総務省において、各府省の協力を得て、基幹統計以外の加工統計及び業務統計についても、重要なものから、作成に使用した情報等について、独立行政法人統計センターにおける一元的な永年保管に向けて必要な検討を行う。 ③ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。 ④ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。 ⑤ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-S t a tとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。 【オーダーメイド集計又は匿名データの作成・提供】 ⑥ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。 ⑦ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。 ⑧ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。 ⑨ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。 ⑩ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—

担当府省の取組 状況の概要	【調査票情報の提供】 ① 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成 30 年（2018 年）法律第 34 号。以下「改正法」という。）の全面施行に合わせ、調査票情報の二次的利用等関連ガイドラインを改正（平成 31 年（2019 年）4 月）し、調査票情報のデータ形式の C S V 化やドキュメントの定義の明確化等を図った。 ② 政府統計の総合窓口（e－S t a t）内に調査票情報の利用手続や提供対象の統計調査一覧などを掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（m i r i p o）」を令和元年（2019 年）5 月 1 日に開設した。また「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年（2011 年）4 月 1 日内閣総理大臣決定。令和 4 年（2022 年）2 月 7 日全部改正。）において、保存期間基準を設ける対象の行政文書として、調査票情報等が追加された改正に合わせて、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年（2009 年）2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）において、基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報等の保存期間を永年とする改正を行った。 ③ オンサイト利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に 15 のオンサイト施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を 9 府省が所管する計 85 調査まで拡充を図った（令和 4 年（2022 年）3 月時点）。引き続き、オンサイト施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。 ④ 改正法の全面施行により、調査票情報の提供対象が拡大されたことを踏まえ、オンサイト利用に係る独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を進め、オンサイト利用が可能な統計調査を 9 府省が所管する計 85 調査（令和 4 年（2022 年）3 月時点）まで拡充を図った。 ⑤ 調査票情報を利用した研究成果について各府省からの報告を取りまとめて総務省ホームページに掲載した。また、改正法の全面施行により、調査票情報を利用して作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要等の公表が義務付けられたことを踏まえ、政府統計の総合窓口（e－S t a t）内にこれらの法定された公表事項等を掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（m i r i p o）」を令和元年（2019 年）5 月 1 日に開設し、情報を随時更新している。また、令和 2 年（2020 年）4 月に当該ポータルサイトを改修し、検索機能を整備した。 【オーダーメイド集計又は匿名データの作成・提供】 ⑥ 統計法施行規則（平成 21 年（2009 年）総務省令第 145 号）を改正し、オーダーメイド集計及び匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法（平成 28 年（2016 年）法律第 103 号）により指定された重点分野（令和 3 年 9 月からデジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）に規定する特定公共分野）に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。これを踏まえ、オーダーメイド集計及び匿名データに係るガイドラインの改正（平成 31 年（2019 年）4 月）を行った。 ⑦ 利用者の利便性等の向上のため、令和元年（2019 年）5 月に「マイクロデータ利用ポータルサイト（m i r i p o）」を開設し、オーダーメイド集計の利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報を掲載するなど情報提供の充実を図った。また、オーダーメイド集計による集計表の作成が可能な統計調査について、上記ポータルサイトの情報を定期的に更新している。 ⑧ 諸外国におけるオンデマンド集計の導入状況等に関する調査研究を実施し、有識者の意見も聴取した上で、今後は、我が国におけるオンデマンド型サービスの導入を進めることを前提に、どのような形態が望ましいか、また、どのようなシステムを構築するべきであるかといった点について、具体的な検討を進めていくこととする結論を得た。 ⑨ 統計法施行規則を改正し、匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野（令和 3 年 9 月からデジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野）に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。また、匿名データの提供早期化に向け、統計研究研修所が支援する仕組みを構築し、平成 31 年（2019 年）2 月の統計委員会において「統
---------------------------------	--

	計法第35条第2項の規定に基づく審議について」(平成27年(2015年)9月統計委員会決定)を改正した。さらに、平成30年度(2018年度)の取組を踏まえ、令和元年度(2019年度)から、匿名化処理基準に基づく匿名データ作成の効率化及び統計研究研修所による技術的な支援を得て、同年度に国勢調査(平成22年(2010年)及び27年(2015年))の、令和2年度(2020年度)には労働力調査(平成25年(2013年)から29年(2017年)まで)の、令和3年度(2021年度)には労働力調査(平成30年(2018年)及び令和元年(2019年))、社会生活基本調査(平成23年(2011年)及び28年(2016年))、全国消費実態調査(平成21年(2009年)及び26年(2014年))及び就業構造基本調査(平成24年(2012年)及び29年(2017年))の匿名データの提供を開始した(別添参照)。 ⑩ 行政機関が提供する匿名データは、令和3年度(2021年度)末時点で2省所管の7調査(66年次分)であり、令和3年度(2021年度)において9年次分のデータの追加を行った。また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメイド集計は、令和3年度(2021年度)末時点で10府省等所管の30調査(377年次分)であり、令和3年度(2021年度)において17年次分のデータの追加を行った(別添参照)。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	○ 統計調査によって得られた調査票情報は、国民の統計調査に対する信頼を確保する観点から、当該情報の適正管理及び秘密の保護を前提として、EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、利用者のニーズを踏まえつつ、利用環境の整備を含めた利活用の促進を図っていくことが必要。 <基本的な考え方> i) 総務省及び各府省は、独立行政法人統計センターと連携し、EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンラインサイト利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入を含め調査票情報の利用・提供形態の在り方について検討する。 【総務省、各府省；令和5年度(2023年度)から実施する。】 ii) 総務省は、各府省及び独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について検討を進める。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する。】 iii) 総務省及び各府省は、独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などマイクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、利用者のニーズを把握し、事務の効率化について検討を進める。【総務省、各府省；令和5年度(2023年度)から実施する。】 iv) 各府省は、匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。【各府省；令和5年度(2023年度)から実施する。】 v) 総務省は、匿名データの有用性の向上とともに、効率的かつ安定的な匿名データの作成に資する観点から、攪乱手法を含む匿名化処理の方法について研究・検討を進める。【総務省；令和5年度(2023年度)から実施する。】
備考(留意点等)	

別添

調査票情報等の提供実績

(単位：件)

区分	調査票情報の提供			オーダーメード集計		匿名データの提供	
	33条1項1号	33条1項2号	33条の2	利用可能数 (注3)	利用件数	利用可能数 (注3)	利用件数
平成21年度	2,254	54	－	6 (15)	4	4 (13)	23
平成22年度	2,975	133	－	21 (93)	12	4 (13)	42
平成23年度	2,647	148	－	24 (126)	10	6 (34)	38
平成24年度	2,478	169	－	25 (163)	21	6 (36)	35
平成25年度	2,504	244	－	26 (202)	13	7 (40)	47
平成26年度	2,437	281	－	26 (239)	29	7 (41)	44
平成27年度	2,585	267	－	26 (259)	22	7 (43)	47
平成28年度	2,586	324	－	26 (278)	18	7 (45)	45
平成29年度	2,584	369	－	28 (300)	27	7 (46)	56
平成30年度	2,358	382	－	28 (316)	23	7 (50)	63
令和元年度	1,999	219	11	30 (331)	36	7 (52)	28
令和2年度	2,086	298	10	30 (360)	19	7 (57)	38
令和3年度	2,168	279	12	30 (377)	28	7 (66)	26

(注1) 統計法施行状況報告に基づく調査単位の実績。

(注2) 統計法（平成19年法律第53号）第33条の2に基づく調査票情報の提供は、平成30年の統計法等の改正により令和元年5月から実施。

(注3) 「利用可能数」とは、オーダーメード集計又は匿名データの提供が可能な統計調査数であり、括弧内の数値は、1年次を1調査としてカウントした場合の数値。